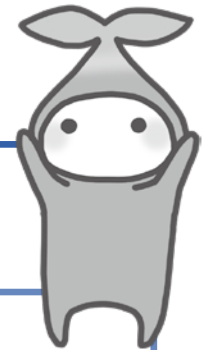

感染予防　新型コロナワクチンのお知らせ

追加接種（4回目）の情報のほか、接種間隔の変更など、新型コロナワクチン接種に関わる新しい情報をお知らせします（令和4年6月10日現在）

●追加接種（4回目）情報 ～その時打てるワクチンで速やかな接種を～

4回目接種は、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的としています。このため、接種者は「60歳以上」と「18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する人またはその他重症化リスクが高いと医師が認める人」に限定されます。

【接種間隔】3回目接種から5カ月後　**【接種券】**接種可能な時期（3回目接種から5カ月後）の20日程前に郵送します。5カ月が経過しても接種券が届かない場合はご連絡ください。

【ワクチン】ファイザー社、モデルナ社**【接種会場】**市内約50カ所の医療機関、県設置会場

【接種期限】令和4年9月30日（金）まで

ながの電子サービス

【届け出をお願いします】18歳～59歳で、これまで市に基礎疾患の届け出をされていない人や60歳以上の人で3回目の接種を海外で接種された人は、届け出により接種券を発送します。右記の「ながの電子サービス」か健康推進課（市役所1階⑪番窓口）でお申し込みください。

●接種間隔の変更（6カ月→5カ月）

3回目の新型コロナワクチン接種間隔が「2回目接種完了から5カ月以降」に変更となりました。変更の対象はファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチンです。

問安曇野市新型コロナワクチン接種コールセンター ℡31・0606　ID 91655

Information　マスク着用の目安

長野県は専門家の知見を踏まえ、マスク着用の目安を示しました。マスク着用は基本的な感染対策として重要です。それぞれが抱える事情を配慮しながら、お互いの対応を尊重していただくようお願いします。

- **着用を推奨する場面** → 近く（2m以内程度）で人と会話するとき。同居の家族以外と屋内で過ごすとき。
- **着用の必要がない場面** → 屋外において近距離で会話しない場合。特に夏場に向けてはマスクを外すことをおすすめします。
- **着用が基本となる場面** → 病院・高齢者施設等の中ではマスク着用を基本とします。

経済支援　～第6波事業者支援給付金～ 事業復活支援金を受けた人はお忘れなく

事業者を支援する国の「事業復活支援金」の給付を受けた人を対象に市独自の支援金給付があります。申請は、期日までにお忘れなくお願いします。

●給付額　法人・個人　一律10万円　**●対象者**　次の①②の要件を満たす人

①国の事業復活支援金の給付を受けた人

②市内に本店または主たる事業所を有する法人、または安曇野市に住民票を有する個人事業主

申必要書類を7月29日(金)までに安曇野市商工会(穂高商工会館内)へ郵送か持参で提出(当日消印有効)。詳しくはお問い合わせください。

問安曇野市商工会　℡87・9750　商工労政課　℡71・2041　ID 87743

生活支援　～子育て世帯生活支援特別給付金～ 低所得の子育て世帯等へ給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、所得が下がった子育て世帯の生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

ひとり親世帯分

●対象　次のいずれかに該当する人

① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人

② 公的年金等※を受給していることにより、4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人（児童扶養手当の支給に係る所得制限限度額を下回る人に限ります。また､同居している家族がいる場合は、家族の所得も審査対象となります。）※遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなどし、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準となっている人

●給付金額　児童1人当たり 5万円（国支給分）＋5万円（市独自支給分）

●申請　①の人は申請不要です。支給予定は6月下旬です。後日送付の支払通知等をご確認ください。
②③の人は、下記【申請方法等】のとおり申請が必要です。　ID 77085

ひとり親世帯以外の世帯分

●対象　令和4年3月31日時点で18歳未満の児童※（特別児童扶養手当の支給対象児童の場合、20歳未満）を養育する父母等で下表A・Bの両要件を満たす人（ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く）
※令和4年4月2日から令和5年2月28日に生まれた新生児も対象となります。

●受給者要件

	A: 養育に関する要件	B: 所得に関する要件
①	児童手当を受給していること	令和4年度の市町村民税均等割が非課税となっていること
②	特別児童扶養手当を受給していること	
③	平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童のみを養育していること	
④	児童手当を受給していること	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、市町村民税均等割が非課税となる人と同水準であること（※収入見込み額の申告が必要です。）
⑤	特別児童扶養手当を受給していること	
⑥	平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童のみを養育していること	

※ 令和4年度住民税の課税状況に基づき審査を行いますので、未申告の人は至急申告してください。
また、令和3年中の収入が無い人も申告が必要です。

●給付金額　児童1人当たり 5万円（国支給分）＋5万円（市独自支給分）

●申請　①②に該当する人は申請不要です。支給予定は7月中旬以降です。後日送付の支払通知等をご確認ください。
③～⑥の人は、下記【申請方法等】のとおり申請が必要です。　ID 79353

【申請方法等】

●提出書類　申請書のほか、本人確認書類・振込口座が分かる書類・請求者とその児童の戸籍謄本等が必要となります。詳細は子ども家庭支援課にお問い合わせいただくか市HP（ホームページ）をご確認ください。

●受付期間　令和4年7月1日～令和5年2月28日

●受付場所　市役所1階⑰番窓口　子ども家庭支援課　℡71・2255